**委託契約書**

（本人氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（業者等名）

　　　　　　　　　　　（以下「委託者」という。）と　　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）は、冬期間の除雪業務について、次の事項により契約を締結する。

（総　則）

第１条　委託者は、除雪業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

※除雪業務の種類（玄関前等又は屋根窓）により以下の条項で不要な部分は削除してください。

|  |
| --- |
| 玄　関　前　等 |
| （業務内容）第２条　受託者は、委託者の指示する住宅の玄関前等の除雪について、降雪状況により行うものとする。 |
| （委託期間）第３条　委託期間は、令和　 年　 月　 日から令和　 年　 月　 日までとする。 |
| （委 託 料）第４条　委託料は、次の額とする。　玄関前等　　　　　　　　　円（税込）/（月額・年額） |
| 屋　根　窓 |
| （業務内容）第２条　受託者は、委託者の指示する住宅の屋根窓の除雪について、委託者の指示により行うものとする。 |
| （委託期間）第３条　委託期間は、令和　 年　月　 日から令和　 年　 月　 日までのうち、委託者が受託者に対し屋根窓の除雪を依頼し、受託者が実施した日とする。 |
| （委 託 料）第４条　委託料は、次の額とする。屋根窓　　　　　　　　　　円（税込）/１回あたり |
| 排　　雪 |
| （業務内容）第２条　受託者は、委託者の指示する住宅周辺等の排雪について、委託者の指示により行うものとする。 |
| （委託期間）第３条　委託期間は、令和　 年　月　 日から令和　 年　 月　 日までのうち、委託者が受託者に対し排雪を依頼し、受託者が実施した日とする。 |
| （委 託 料）第４条　委託料は、次の額とする。排　雪　　　　　　　　　　円（税込）/１回あたり |

（委託料の支払い）

第５条　委託者は、前条の委託料を受託者の請求により、支払うものとする。

（損　害）

第６条　委託業務の実施に関して生じた事故等による損害の一切は受託者がその責を負うものとする。但し、委託者の責に帰する事由による場合についてはこの限りでない。

（契約の解除等）

第７条　委託者は、受託者がこの契約に違反し、又は正当な事由なく業務の処理を怠ったときは、一方的に契約を解除することができる。

２　前項又は、受託者の意思による契約の解除が月の途中でなされた場合の委託料は、委託者において算出した額を受託者に支払うものとする。

３　第１項の規定により契約を解除した場合において受託者は、委託者に対して賠償金又はこれに類する費用を請求することはできないものとする。

（疑義等の決定）

第８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し当事者記名押印の上各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　住所

（本人氏名）

　委託者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　住所

（業者等名）

受託者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※役場へ提出する契約書は写し（コピー）でかまいません。